

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則（昭和28年8月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則

第1条中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に改める。

第2条中「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改める。

第3条中「軽自動車税（種別割）納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第1号様式中「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax Stamp」に改める。

第2号様式中「軽自動車税（種別割）納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。